

第18期

定時株主総会 招集ご通知

2022年1月1日から2022年12月31日まで

開催情報

日時

2023年3月30日（木）
午前10時

場所

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京「舞扇」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限
2023年3月29日（水）
午後5時30分まで

詳細はP3をご覧ください ▶

パソコン・
スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/6619/>

ダブル・スコープ株式会社

証券コード 6619

株主各位

東京都品川区東五反田一丁目22番6号
ダブル・スコープ株式会社
代表取締役社長 崔 元 根

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://w-scope.co.jp/ir/library/shareholder.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

・「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/6619/>

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができません**ので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、**2023年3月29日(水曜日)営業時間終了時(午後5時30分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時	2023年3月30日(木曜日) 午前10時00分
2. 場 所	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京「舞扇」
3. 目的事項	報告事項 1. 第18期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期(2022年1月1日から2022年12月31日まで) 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	3頁の【議決権の行使方法につきまして】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいようお願いいたします。
- 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・会社の株式に関する事項
 - ・新株予約権等に関する事項
 - ・会計監査人の状況
 - ・会社の体制及び方針
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査等委員会の監査報告書

議決権の行使方法につきまして

株主総会の議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類（4ページ～13ページ）の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

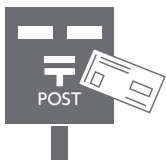
株主総会当日ご出席頂く場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場頂けませんので、ご注意ください。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参頂きますよう、お願い申し上げます。

書面により議決権を行使頂く場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後5時30分まで

インターネットにより議決権を行使頂く場合



パソコンまたはスマートフォンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年3月29日（水曜日）午後5時30分まで

- (1) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い**
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い**
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書において議案の賛否の表示がない場合の取り扱い**
議決権行使書において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、2022年9月1日に施行された改正会社法による決算早期化や、韓国子会社の株式上場による決算手続きの増加に対応するため、当社の決算期を1か月繰下げて連結決算の効率性と開示情報の正確性を確保することを目的として、現行定款第40条（事業年度）を変更し、事業年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとするとともに、現行定款第12条（基準日）、第41条（期末配当金）及び第42条（中間配当金）につき、これに伴う所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものと致します。

現 行	変 更 案
<p>第2章 株 式 (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p>	<p>第2章 株 式 (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年<u>2月1日</u>から<u>翌年1月31日</u>までとする。</p>

<p>(期末配当金)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>7月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p>
--	---

<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 第21条（取締役の任期）の規定にかかわらず、2022年3月30日開催の第17期定時株主総会において選任された監査等委員である取締役（補欠の監査等委員である取締役を含む）及び2023年3月30日開催の第18期定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、<u>第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 第38条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、2023年3月30日の第18期定時株主総会においてみなし再任された会計監査人の任期は、<u>第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

(新設)	(事業年度変更に伴う経過措置) 第5条 第40条 (事業年度)の規定にかかわらず、第19期事業年度は、2024年1月31日までの13カ月間とする。
(新設)	(事業年度変更に伴う中間配当に関する経過措置) 第6条 第42条 (中間配当金)の規定にかかわらず、第19期事業年度の中間配当の基準日は2023年6月30日とする。
(新設)	第7条 本附則第3条から本条までの規定は、第19期事業年度経過後は、これを削除する。

第2号議案

取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件

現任取締役(監査等委員であるものを除く)全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役(監査等委員であるものを除く)4名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役(監査等委員であるものを除く)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	地位	氏名(生年月日)	出席回数/取締役会
1 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役	<small>チェ</small> 崔 <small>ウォン</small> 元 <small>グン</small> 根 (1963年5月30日)	100%(21回/21回)
2 <input type="checkbox"/> 再任	取締役	<small>おお</small> 大 <small>うち</small> 内 <small>ひで</small> 秀 <small>お</small> 雄 (1961年7月10日)	100%(21回/21回)
3 <input type="checkbox"/> 再任	取締役	<small>ジョン</small> 全 <small>ヨン</small> 永 <small>オク</small> 鉦 (1954年5月21日)	100%(17回/17回)
4 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	<small>イ</small> 李 <small>ジョン</small> 俊 <small>ボン</small> 範 (1972年3月21日)	100%(17回/17回)

候補者
番号

1

チエ
崔

ウオン グン
元根

(1963年5月30日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (21回/21回)

■ 所有する当社株式の数 : 4,911,339株

■ 略歴、地位、担当

- 1990年6月 サムスン電子(株)入社
- 2000年5月 韓国ワイド(株)取締役副社長就任
- 2005年10月 当社代表取締役社長就任(現任)
W-ABLE CO.,LTD.(現 W-SCOPE KOREA CO., LTD.)代表理事就任
- 2011年1月 W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED 取締役社長就任
- 2016年10月 W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事就任(現任)
- 2022年5月 W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd. 取締役就任(現任)

■ 重要な兼職の状況

W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. 代表理事
W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd. 取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、当社グループ全体の事業および経営を熟知し、設立時から代表取締役として経営の指揮を執り、取締役会議長として取締役会を適正に運営してまいりました。今後も経営計画の策定・遂行の指揮を執り、当社グループの事業計画を達成していくためには強力なリーダーシップが必要不可欠であることから、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

おおうち

大内

ひでお

秀雄

(1961年7月10日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (21回/21回)

■ 所有する当社株式の数 : 4,890株

■ 略歴、地位、担当

1985年4月 住商機電貿易(株)入社
2002年6月 (株)スミトロニクス 転籍
2005年4月 PMCテクニカ(株)入社
2006年3月 当社入社、営業本部長
2008年3月 当社取締役就任(現任)
2017年3月 当社戦略企画本部長

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業メンバーであり、豊富な経験と知見を持ち、現在の国内および海外の事業基盤の構築に貢献し、取締役会の運営においても適切に携わってきました。そして、今後も代表取締役を補佐し、経営計画の実現に貢献していく人材であると判断したため、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

3

ジョン

全

ヨン オフ

永 鈺

(1954年5月21日生)

再任

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (17回17回)

■ 所有する当社株式の数 : 0株

■ 略歴、地位、担当

- 1979年1月 サムスングループ 入社
サムスンSDI(株) 勤務
- 1991年9月 サムスン(株)秘書室経営管理チーム 勤務
- 1994年7月 サムスンSDI(株)マレーシア法人 勤務
- 1999年1月 同社 常務理事就任
- 2001年7月 サムスンSDI(株) 勤務
- 2002年3月 韓国 泰光実業(株) 企画調整室総括専務理事就任
- 2011年3月 W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 監査役就任
- 2022年3月 当社取締役就任 (現任)
W-SCOPE KOREA CO., LTD. 代表理事就任 (現任)

■ 重要な兼職の状況

W-SCOPE KOREA CO., LTD. 代表理事

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

韓国で大手電機メーカーに長年勤務され、海外経験も豊富で英語も堪能であり、経営者としての経験も備えておられます。2011年3月からは当社子会社のW-SCOPE KOREA CO., LTD.で監査役として当社グループの成長に携わって来られ、今後の当社のグローバル展開において、これまでの経験や知見が当社の経営戦略に必要であると判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

イ
李

ジュン ボン
俊 範

(1972年3月21日生)

再任

社外

■ 当事業年度の取締役会出席状況 : 100% (17回/17回)

■ 所有する当社株式の数 : 7,291株

■ 社外取締役在任期間 : 1年

■ 略歴、地位、担当

1995年1月 センチュリー監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
 1998年6月 公認会計士登録
 2002年4月 (株) パートナーズ・コンサルティング 入社
 李俊範公認会計士事務所開設
 2004年9月 (株) J・Kコンサルティング 設立
 2005年9月 税理士登録
 2007年11月 当社監査役 (社外) 就任
 2022年3月 当社社外取締役就任 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役
 李俊範公認会計士事務所 公認会計士・税理士

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

韓国語が堪能であるとともに公認会計士の資格を有し、会社の成長に携わって来られました。経営にあたって財務・会計の側面において専門的で高度な見地から、コーポレートガバナンスの強化に寄与していただくことにより、当社の成長に欠かせない方であると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2023年1月31日現在のものであります。
 3. 取締役候補者(候補者番号4) 李俊範氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 現在、当社と李俊範氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結するしています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額としています。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる賠償責任額、和解金、弁護士費用等を当該保険契約により補填することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

議案のとおり取締役を選任いただいた場合の取締役に期待する主な専門性・知見を示したものです。

役職等	氏名	委員会	独立性	企業経営	法務・コンプライアンス	財務・会計	環境・社会	内部統制	国際性
代表取締役	崔 元根			●	●	●	●		●
取締役	大内 秀雄			●		●	●		●
取締役	全 永鈺			●	●		●		●
社外取締役 (公認会計士)	李 俊範		●			●		●	●

以 上

事業報告

自 2022年 1月 1日
至 2022年12月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化に支えられた景気回復が継続した一方で、エネルギーや部材の価格上昇などのインフレと世界各国の金融引き締めにより、景気回復ペースの鈍化が顕著となっています。当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業においては、自動車業界全体で部品不足が続いている中でも、各国の環境政策等によるEV市場の安定成長に支えられ、当連結会計年度の販売数量は主要顧客の需要は計画通りの増加となりました。その結果、車載用電池向けの売上高は22,741百万円となり前年同期比49.7%の増加となりました。また、民生用途も電動工具、コードレス家電およびE-Bike用のハイエンド電池向けの需要は安定して増加しており、民生用電池向けの売上高は22,359百万円となり前年同期比51.4%増加して推移しております。これらの要因により当期連結売上高は45,100百万円となり、前年同期比15,134百万円（同50.5%増）の増収となりました。

顧客別には、韓国顧客に対して車載用電池向け及び民生向け需要が引き続き増加しており、売上高は43,695百万円となり、前年同期比14,871百万円（同51.6%増）の増収となりました。

営業利益に関しては、売上高が前年同期比15,134百万円の増収となった一方で、販売数量の増加に伴い原材料費1,925百万円、減価償却費1,439百万円、人件費1,284百万円など、売上原価等の費用が前年同期比9,203百万円増加しました。なお、当連結会計年度に負担が大きかった水道光熱費は、前年同期比2,702百万円の増加となりました。また、研究開発費に関しては、車載用途新モデルの開発費及び生産性改善のための工程テストの費用を中心に前年同期比409百万円の増加となりました。また、世界的なコスト上昇が継続している中、生産性の改善は継続して行っております。

これらの結果、当連結会計年度の営業利益は前年同期比で5,931百万円増加し、7,829百万円（前年同期は1,898百万円）となり、営業利益率は17.4%（前年同期は6.3%）となりました。

製造の状況に関しては、W-SCOPE KOREA CO., LTD.(以下、WSK)においては引き続き

生産効率改善に取り組み、W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. (以下、WCP) においては前連結会計年度から量産稼働を開始したWCP第5・6 (当社グループ累計第14・15号) の生産量も安定したことから、製膜ライン生産数量を大きく増やしております。また、WSK,WCPのコーティングラインでは新規ラインの増設及び既存ラインの製造工程改良に取り組んでおり、これらにより生産性が大きく向上しております。

営業外収益は米ドル建て債権債務で為替差益318百万円を計上しており、営業外費用として支払利息358百万円、転換社債型新株予約権付社債に係るオプション評価損17百万円などがありました。結果として、税金等調整前当期純利益は8,294百万円 (前年同期は税金等調整前当期純損失2,940百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,413百万円 (前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,943百万円) となりました。

当連結会計年度の平均為替レートにつきましては1米ドルが131.30円、1,000韓国ウォンが101.7円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の主なものは、生産能力増強を目的とした子会社生産ラインの増設のための生産設備等の取得28,199百万円であります。

顧客からのコーティング製品の供給依頼に対応するため、コーティングライン6本の建設を行い順次稼働を開始しました。また、2024年量産開始予定の新規製膜ライン2本が建設中となっています。さらに、当連結会計年度はハンガリーでも2024年の量産開始に向けて工場建設を本格的に開始しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社連結子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.は韓国KOSDAQ市場に株式を上場し、ハンガリーでの設備投資資金として432,000百万韓国ウォン(約45,000百万円相当 (当連結会計年度末レートで換算)) を調達しました。なお、当社の借入金はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、当期までに販売実績をあげた顧客に対しての製品の安定供給化、製品の承認を頂いている顧客への販売量の確保、更に市場からの高性能・高品質化の要求を受けて、新製品の開発を行っていく必要性があり、今後当社グループでは、引き続き、以下の点を重要課題として取り組んでまいります。

a. 人材確保及び社員教育

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータ製造技術における幅広い専門知識と経験を有する優秀な技術者を育成することが中長期的な視点に立った当社グループ戦略のために必要不可欠と考えております。そのため、中途採用による即戦力の確保だけでなく、海外を含めた新卒者の採用にも積極的に取り組んでおります。今後は研修制度の確立及びOJTによる教育制度の強化並びにストック・オプション制度等をはじめとするインセンティブ制度の充実による社員のモチベーションの維持・向上に取り組んでまいります。

b. 新規顧客の拡大

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータを製造し、日本をはじめとしてアジア及び米国を拠点としている顧客を対象として販売活動を行っております。今後も、リチウムイオン二次電池を製造している大手顧客との取引拡大に努め、営業活動を強化してまいります。

c. 資金調達

当社グループは、今後の製品需要の継続的な拡大を見込んでおり、製造設備投資、研究開発投資及び運転資金の増大に対応した資金調達は重要な課題であると認識しており、今後も一層の財務基盤の充実強化を図ってまいります。

なお、資金調達の方針としましては、原則として製造設備投資、研究開発投資資金及び運転資金は株式市場及び金融機関からの借入を中心に調達してまいります。

d. 生産体制の強化

当社グループがリチウムイオン二次電池用セパレータを供給するリチウムイオン二次電池業界は、民生用途の継続的な成長に加え輸送機器用途の本格展開によりリチウムイオン二次電池の需要が増加しており、成長が持続するものと予測されます。

そのような需要の拡大に対して、従来に比べより自立性の高い経営を実現するため、多様な手段により調達した資金によって、市場の拡大に合わせてタイムリーな設備投資を行い、生産能力の強化を図っていく必要があります。

具体的には、今後も生産拠点である韓国において、顧客の需要拡大にタイムリーに対応しながら生産能力の拡大を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2019年度 第15期	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 (当連結会計年度) 第18期
売 上 高 (百万円)	13,167	18,479	29,966	45,100
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△3,950	△7,821	△3,411	8,294
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△3,517	△11,174	△2,943	4,413
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△108.35	△299.28	△56.67	80.43
総 資 産 (百万円)	70,127	70,227	83,366	139,526
純 資 産 (百万円)	15,245	9,934	50,433	113,264
1株当たり純資産 (円)	418.31	218.53	561.43	911.67

(6) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売を主たる事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

会社名	区分	場所
ダブル・スコープ株式会社	本社	東京都品川区東五反田一丁目22番6号
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	子会社	大韓民国忠清北道清州市
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	子会社	中華人民共和国香港特別行政区尖沙咀
W-SCOPE New Energy(Shenzhen)Co.,Limited	子会社	中華人民共和国広東省深圳市福田区
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	子会社	大韓民国忠清北道忠州市
W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd.	子会社	ハンガリー、ニーレジハーザ

(8) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,391名	70名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	—	41歳 7ヶ月	6年 7ヶ月

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
W-SCOPE KOREA CO., LTD.	5,300 百万ウォン	100%	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発、製造及び販売
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	100,000 香港ドル	100(100)%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited	600,000 米ドル	100(100)%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	16,848 百万ウォン	35.91%	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発、製造及び販売
W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd.	52,857 百万HUF	35.91(100)%	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発、製造及び販売（未稼働）
WSPC第1次有限会社	3百万ウォン	—%	運転資金及び設備投資資金の調達

(注) 1. 当社の連結子会社は上記6社であります。

2. 「当社の出資比率」欄の（ ）内は、間接所有する出資の比率を内数で記載しております。

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	W-SCOPE KOREA CO., LTD.
特定完全子会社の住所	大韓民国忠清北道清州市
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	10,891百万円
当社の総資産額	31,366百万円

(10) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入残高
産業銀行 (韓国)	131,500百万ウォン
新韓銀行 (韓国)	13,493百万ウォン
ハナ銀行 (韓国)	14,000百万ウォン
韓国輸出入銀行 (韓国)	9,000百万ウォン

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 55,180,600株
- (3) 株主数 38,059名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,686,600	10.31
崔元根(CHOI WON-KUN) (弁護士法人R&G横浜法律事務所)	4,862,000	8.81
株式会社SBI証券	3,133,700	5.68
楽天証券株式会社	2,496,700	4.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,342,300	2.43
J.P.MORGAN SECURITIES PLC (JPモルガン証券株式会社)	930,097	1.69
日本証券金融株式会社	844,900	1.53
KSD-SHINHAN INVESTMENT(SLB) (シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	615,000	1.11
SEB AB FBO OHMAN GLOBAL (株式会社三菱UFJ銀行)	589,200	1.07
BNYM SA/NV FOR BNYM FORBNY GCM CLIENT ACCOUNTSM LSCB RD (株式会社三菱UFJ銀行)	519,598	0.94

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注) 株主名欄のカッコ内は常任代理人名を記載しています。

3. 新株予約権等に関する事項 (2023年2月28日現在)

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第1回新株予約権 (a) (2010年3月5日付与)

- ・新株予約権の数
228個 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 228,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2012年2月27日から2025年4月30日まで

② 第1回新株予約権 (b) (2010年3月5日付与)

- ・新株予約権の数
2個 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
- ・新株予約権の行使期間
2010年3月6日から2025年4月30日まで

- ③ 第1回新株予約権 (c) (2010年3月5日付与)
- ・新株予約権の数
255個 (新株予約権1個につき1,000株)
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 255,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額
1株あたり 325円
 - ・新株予約権の行使期間
2010年3月6日から2025年4月30日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、下記 (イ) (ロ) のいずれの地位にも該当しなくなった場合、新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はこの限りではない。(イ) 当社及び当社子会社 (将来の子会社を含むものとする。) の役員 (取締役、監査役を含む。) または従業員たる地位。(ロ) 当社の取締役会において社外協力者 (取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者) として認定された地位。
 - (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
 - ・その他取得の条件
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第1回新株予約権（a）	138個	2名
取締役（監査等委員）	第1回新株予約権（a）	—	—
取締役（監査等委員を除く）	第1回新株予約権（b）	2個	1名
取締役（監査等委員）	第1回新株予約権（b）	—	—
取締役（監査等委員を除く）	第1回新株予約権（c）	—	—
取締役（監査等委員）	第1回新株予約権（c）	—	—

④ 第2回新株予約権（2011年5月6日付与）

- ・新株予約権の数
558個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 558,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり 400円
- ・新株予約権の行使期間
2013年5月7日から2023年5月6日まで(期限延長手続中)
- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第2回新株予約権	10個	1名
取締役（監査等委員）	第2回新株予約権	—	—

④ 第3回新株予約権（2013年1月7日付与）

- ・新株予約権の数
1,325個（新株予約権1個につき200株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 265,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1株あたり240円
- ・新株予約権の行使期間
2015年1月8日から2025年4月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。
- ・その他取得の条件
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第3回新株予約権	75個	1名
取締役（監査等委員）	第3回新株予約権	—	—

- ⑤ 第9回新株予約権（2013年5月31日付与）
- ・新株予約権の数
30,000個（新株予約権1個につき100株）
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,000,000,株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額

1株あたり2,400円

・新株予約権の行使期間

2022年6月1日から2032年5月31日まで

・新株予約権の行使の条件

- (i) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (ii) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・その他取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第9回新株予約権	30,000個	1名
取締役（監査等委員）	第9回新株予約権	—	—

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に交付した新株予約権等は、(1)⑤に記載の第9回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

	名 称	個 数	保 有 者 数
取締役（監査等委員を除く）	第9回新株予約権	30,000個	1名
取締役（監査等委員）	第9回新株予約権	—	—

(注) 第9回新株予約権につきましては、すべて当社代表取締役を対象として交付したものであります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	崔 元 根	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事 W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd. 取締役
取 締 役	大 内 秀 雄	—
取 締 役	全 永 鈺	W-SCOPE KOREA CO., LTD. 代表理事
取 締 役	李 俊 範 (注) 1,3,6	株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役 李俊範公認会計士事務所 公認会計士・税理士
取 締 役 員 監 査 等 委 員	小 林 藤 雄 (注) 1,2,6	—
取 締 役 員 監 査 等 委 員	龍 田 有 理 (注) 1,4,6	(株)ラウレア 社外取締役 龍田税務会計事務所 公認会計士・税理士 (株)punctum 代表取締役
取 締 役 員 監 査 等 委 員	増 田 庸 司 (注) 1,5,6	東京エクスセル法律事務所 学校法人東京理科大学 監事 東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社 監査役 一建設株式会社 監事

- (注) 1. 取締役李俊範氏、小林藤雄氏、龍田有理氏及び増田庸司氏は、社外取締役であります。
2. 当社では、経営会議等の重要会議への出席や執行部門等からの継続的な情報収集を行うために、取締役小林藤雄氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役李俊範氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役龍田有理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役増田庸司氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役李俊範氏、小林藤雄氏、龍田有理氏及び増田庸司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
7. 当社と役員の間には特別な利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める社外役員に対する損害賠償責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しています。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬額は役位、在職期間における実績、社内バランス、会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。

なお、当社では、2021年5月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、当該決定方針の対象者は、監査等委員を除く取締役4名です。

監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりとしています。

a. 基本方針

- 1) 当社の取締役の報酬は、優秀な人材の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としております。
- 2) 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を検証しております。
- 3) 社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとしております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と業績連動報酬で構成し、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標である営業利益の達成度に応じ、月例の固定報酬に加算し支給するものとしています。非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を目的としてストックオプションを採用しており、中長期計画の達成度、当社グループの経営状況等を勘案し支給するものとしております。

- d. 基本報酬の額、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位別に決定しております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長 崔元根がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内において各取締役の基本報酬額を決定するものとしており、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

また、監査等委員である取締役は、2022年3月30日開催の監査等委員会において、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、監査等委員を除く取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって報酬等の額を定めることとしております。当該決定方針の対象者は、監査等委員である取締役3名です。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (3名)	37百万円 (5百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	12百万円 (12百万円)
監 査 役 （うち社外監査役）	4名 (4名)	4百万円 (4百万円)
合 計 （うち社外役員）	12名 (10名)	53百万円 (21百万円)

- (注) 1. 2022年3月30日開催の第17期定時株主総会において、監査等委員であるものを除く取締役の報酬限度額は年額200百万円以内(うち社外取締役分の年額50百万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円以内(うち社外取締役分の年額75百万円以内)と決議しております。
2. 監査等委員であるものを除く取締役1名は当社から報酬を支給しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用、弁護士報酬等の訴訟費用を

当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。また、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責金額を設け、一定額に至らない損害については補填の対象としないこととしているなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役李俊範氏は、当事業年度開催の取締役会21回のうち21回(うち4回は監査役として出席)及び監査役会4回のうち4回出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・ 取締役(監査等委員)小林藤雄氏は、当事業年度開催の取締役会21回のうち21回出席し、監査役会4回のうち4回及び監査等委員会11回のうち11回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・ 取締役(監査等委員)龍田有理氏は、取締役(監査等委員)に就任した2022年3月30日以降の当事業年度開催の取締役会17回のうち17回及び監査等委員会11回のうち11回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・ 取締役(監査等委員)増田庸司氏は、当事業年度開催の取締役会21回のうち21回出席し、監査役会4回のうち4回及び監査等委員会11回のうち11回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mazars 有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	50百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積り等の算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬以外に、前事業年度・当事業年度に係る修正開示にかかる報酬として当事業年度中に支出した額が、5百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案する議案を決定する方針です。

6. 会社の体制及び方針

・当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業集団が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、企業集団の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として企業集団のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ③ コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、その内容を企業集団に周知徹底する。
 - ④ 役職員は他の役職員の法令違反行為を知ったときは、速やかに管理部門に報告しなければならない。
 - ⑤ 役職員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 企業集団のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築・運用を行う。
 - ② 管理部門において企業集団のリスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ② 取締役会は、取締役会規則、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。
 - ③ 内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は「関係会社管理規程」を定め、関係会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務づけている。また、毎月の当社取締役会において、関係会社の業務報告が行われている。
 - ② 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。
 - ③ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ④ 取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員会は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。
- (6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会は、管理部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会に相談し意見を求め、同意を得るものとする。

- (8) 監査等委員会のその補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
その補助すべき使用人の人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。
- (9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
取締役は、監査等委員である取締役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査等委員会に対して法定の事項に加えて、企業集団に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
監査等委員会は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。
また、監査法人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。
- (11) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、企業集団の監査等委員会または監査役への報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の役職員に周知徹底する。
- (12) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況について

当期の主な開催状況は、取締役会が21回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保しました。また、監査役会は4回、監査等委員会は11回、経営会議は12回開催しました。

(2) 監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員及び当社子会社の取締役と面談を行っています。また、監査等委員会は代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社はコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、行動規範に基づきインサイダー取引防止や情報セキュリティの教育・啓蒙活動を行いました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、全社統制、業務プロセスの監査を実施するとともに、子会社に対しても同様に内部監査を実施しました。

(5) 反社会的勢力排除について

当期も継続して、契約書への反社会的勢力排除条項の記載とともに、従業員に対する倫理・行動規範の教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項ありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当に関しましては、連結利益剰余金がマイナスになっていることから無配といたしました。次期の配当に関しましては、連結利益剰余金の状況や次期以降の設備投資計画等を総合的に勘案し、配当を再開する予定です。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
資産の部		
流動資産	56,848	26,171
現金及び預金	32,841	11,476
売掛金 (純額)	12,142	7,523
商品及び製品	9,034	5,636
原材料及び貯蔵品	1,151	906
その他	1,679	629
固定資産	82,677	57,194
有形固定資産	78,628	53,190
土地	1,304	—
建物及び構築物	15,543	14,157
機械装置及び運搬具	66,741	60,162
建設仮勘定	27,507	2,758
その他	1,794	1,098
減価償却累計額	△34,261	△24,987
無形固定資産	144	128
その他	144	128
投資その他の資産	3,905	3,874
投資有価証券	1,072	901
繰延税金資産	2,697	2,866
その他	136	105
資産合計	139,526	83,366

科目	当期	前期 (ご参考)
負債の部		
流動負債	16,847	16,564
支払手形及び買掛金	2,150	1,767
短期借入金	7,039	6,480
1年内返済予定の 長期借入金	2,726	2,294
未払金	3,973	3,648
未払法人税等	326	1,978
製品保証引当金	31	21
その他	599	374
固定負債	9,414	16,368
転換社債型 新株予約権付社債	—	2,695
長期借入金	7,856	8,942
退職給付に係る負債	359	579
資産除去債務	1,042	927
オプション負債	—	3,137
その他	157	86
負債合計	26,262	32,933
純資産の部		
株主資本	46,557	29,704
資本金	15,353	15,216
資本剰余金	43,510	31,206
利益剰余金	△12,305	△16,718
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	3,748	877
為替換算調整勘定	3,748	877
非支配株主持分	62,850	19,821
新株予約権	107	29
純資産合計	113,264	50,433
負債・純資産合計	139,526	83,366

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
売上高	45,100	29,966
売上原価	35,187	25,265
売上総利益	9,913	4,700
販売費及び一般管理費	2,084	2,802
営業利益	7,829	1,898
営業外収益	860	662
受取利息	205	10
為替差益	318	451
資産受贈益	—	16
助成金収入	253	169
その他	82	15
営業外費用	395	5,972
支払利息	358	1,472
オプション評価損	17	4,491
その他	19	8
経常利益又は経常損失(△)	8,294	△3,411
特別利益	—	927
関係会社株式売却益	—	927
特別損失	—	456
転換社債償還損	—	456
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	8,294	△2,940
法人税、住民税及び事業税	363	196
法人税等調整額	372	19
当期純利益又は当期純損失(△)	7,558	△3,156
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	3,144	△213
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	4,413	△2,943

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,216	31,206	△16,718	△0	29,704
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	136	136			272
親会社株主に帰属する当期純利益			4,413		4,413
連結子会社の増資による持分の増減		10,250			10,250
転換社債型新株予約権付社債の転換		1,249			1,249
連結子会社株式の売却による持分の増減		667			667
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	136	12,303	4,413		16,853
当 期 末 残 高	15,353	43,510	△12,305	△0	46,557

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	877	877	29	19,821	50,433
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					272
親会社株主に帰属する当期純利益					4,413
連結子会社の増資による持分の増減					10,250
転換社債型新株予約権付社債の転換					1,249
連結子会社株式の売却による持分の増減					667
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額 (純額)	2,871	2,871	78	43,028	45,977
当 期 変 動 額 合 計	2,871	2,871	78	43,028	62,831
当 期 末 残 高	3,748	3,748	107	62,850	113,264

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.※1
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited.
W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd. ※2
WSPC第1次有限会社

※1. 当社の連結子会社であるW-SCOPE CHUNGJUPLANT CO., LTD. (以下、WCP) は、2022年9月30日に韓国証券取引市場 (KOSDAQ) に株式を上場したことにより、当社のWCP株式所有割合が46.02%から35.91%になりましたが、当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権を合わせて議決権の過半数を占めており、また、当社はWCPの意思決定機関を支配しているため、連結の範囲に含めております。

※2. 当社連結子会社であるWCPは、W-SCOPE HUNGARY PLANT Ltd. (WCP株式所有割合100%) を新規設立したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

投資事業有限責任組合…………… 連結子会社W-SCOPE KOREA CO., LTD.によるLIB Material Investment Fund 1に対する出資持分であります。期末日時点における公正価値測定の結果発生した評価損益については、主に同Fundが所有する連結子会社W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.株式の評価損益に起因するものであったため、連結計算書類においては、連結子会社株式の評価損益を計上することは合理的でないと判断し、同Fundに対する投資持分について、取得原価で評価しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品・原材料・…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品

③ デリバティブ

オプション負債…………… 時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

…………… 当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社は2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～30年
機械装置及び運搬具	5年～10年

- ② 無形固定資産 …………… 当社は、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
在外連結子会社は、以下の耐用年数に基づく定額法を採用しております。
- | | |
|--------|-----|
| 特許権 | 10年 |
| 商標権 | 5年 |
| ソフトウェア | 5年 |
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金 …………… 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
一部の在外連結子会社は退職給付制度を採用しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度において費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結子会社が採用する会計方針のうち、当社が採用する会計方針と異なるもの

在外連結子会社については、国際会計基準に基づき財務諸表を作成しております。貸借対照表上、当該子会社が発行した転換社債型新株予約権付社債及びオプション負債について、IFRS第9号「金融商品」に基づき区分処理しています。

また、IAS第23号「借入費用」に基づき、意図した使用または販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産の取得、建設または製造に直接起因する借入費用は、その資産が実質的に意図した使用または販売を可能にする時まで、それらの資産の取得原価に加算しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による国内及び海外への販売取引を行っております。これらの取引については、原則として、韓国及び本邦における国内販売では、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、本邦における国内の販売については代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、海外販売については、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更により、連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針

を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内訳に関する事項等の注記を行うこととしております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	78,628
うち W-SCOPE KOREA CO., LTD.に係る有形固定資産	17,398
無形固定資産	144
うち W-SCOPE KOREA CO., LTD.に係る無形固定資産	69
減損損失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については会社ごとにグルーピングを行っております。固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損テストが実施されます。減損テストに当たっては、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。なお回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定されます。

回収可能価額の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

減損損失の認識及び測定は、事業計画、経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、W-SCOPE KOREA CO., LTD.においては、営業利益及び営業キャッシュ・フローがプラスとなっており、減損の兆候は認められませんでした。よって当連結会計年度においては減損損失の計上が必要ないものと判断しました。

2. 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	2,697
うち W-SCOPE KOREA CO., LTD.に係る繰延税金資産	1,358

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加減算一時差異の十分性を勘案して判断しております。

課税所得の見積りは、将来計画の前提となった事業計画に基づいており、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	9,034
評価損計上額(売上原価)	△658

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における簿価切下前の商品及び製品在庫金額は9,148百万円であり、簿価切下額114百万円を控除した9,034百万円を連結貸借対照表に計上しております。なお、会計処理として洗替法を採用しており、前連結会計年度末の簿価切下額734百万円と当連結会計年度末の簿価切下額114百万円の差額から為替変動影響38百万円を考慮した△658百万円を、棚卸資産評価損(△は戻入益)として連結損益計算書の売上原価に計上しております。

当社グループは、長期滞留在庫に対して、過去の販売実績及び将来の事業計画を基礎に販売可能性を検討した上で、販売が見込めないと判断した金額について簿価を切下げて評価を行っております。また、期末における正味売却価額が製造原価よりも下落している場合、当該正味売却価額まで簿価を切下げて評価を行っております。事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画を見直す必要が生じた場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

4. 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
売掛金（純額）	12,142
貸倒引当金	621

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末における貸倒引当金控除前の売掛金金額は12,764百万円であり、貸倒引当金621百万円を控除した12,142百万円を連結貸借対照表に計上しております。当社グループは、保有する債権に係る損失が見込まれる場合、その損失に充当する金額を見積り、引当金を計上しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受け、債務者の財務状況等が悪化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

機械装置	11,024百万円※
------	------------

売掛金	5,349百万円
-----	----------

※機械装置に付されている担保については、借入金元本返済に関わらず担保金額が減少しないため、担保設定時の金額を記載しております。なお、担保設定額は全て外貨建てになっています。

担保付債務

短期借入金	6,095百万円
-------	----------

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,911百万円
-----------------------------	----------

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

売掛金	621百万円
-----	--------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	54,471,600	709,000	—	55,180,600

(変動事由の概要)

増加数は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 709,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	302	—	—	302

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,599,000株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に金融機関からの借入、転換社債型新株予約権付社債により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を把握するとともに、債権の現況を正確に把握し、信用リスクの低減を図っております。また、売掛金は主として外貨建の債権であり為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は在外連結子会社が、キャピタル・ゲインを得るために有している外貨建の出資金であり、為替及び公正価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね2か月以内の支払期日であります。買掛金は主として外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

未払金は概ね2か月以内に支払い予定のものであります。主として在外連結子会社の設備投資に係る外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

借入金主として在外連結子会社の運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金は主として変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。さらに、一部借入金は外貨建債務であり為替の変動リスクに晒されております。

転換社債型新株予約権付社債は在外連結子会社の設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建売上取引について、外貨建売上計上時と外貨決済（外貨入金）時の為替レートの変動による為替差損益を計上しております。原則として、外貨資金需要があるので、外貨を外貨のまま保有し外貨支払いにあてております。また、一部外貨建借入金に対して、外貨預金との両建てにより為替リスクを管理しております。また、当社及び連結子会社は、借入金及び転換社債型新株予約権付社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、資金調達や返済状況を適宜把握し、グループ全体の長期の資金計画に基づき金利変動に対する管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、子会社からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、96.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	10,582	10,582	—

- ※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- ※2 投資事業組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)に基づき、時価開示の対象としてはおりません。連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金	1,072

(注) 1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	32,841	—	—	—	—	—
売掛金	12,142	—	—	—	—	—
合計	44,984	—	—	—	—	—

(注) 2 長期借入金の連結決算後の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,726	4,898	1,300	949	236	472

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結計算期間（2022年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	－	7,039	－	7,039
長期借入金	－	10,582	－	10,582
負債計	－	17,622	－	17,622

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの地域別に分解した内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

日本	韓国	中国	ハンガリー	欧米	その他	合計
269	13,358	2,799	25,878	1,050	1,743	45,100

(注) 売上高は顧客の所在地を基盤として国又は地域に分類しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

4. 会計方針に関する事項(7)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	911円67銭
1 株当たり当期純利益	80円43銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純利益

項目	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,413
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,413
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	54,878,071

企業結合に関する注記

非支配株主によるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD. (以下WCP) が発行した転換社債型新株予約権付社債の株式転換権の行使及び、当社は連結子会社であるWCPが2022年9月30日に韓国証券取引市場 (KOSDAQ) に上場したことに伴い、当社が保有する同社株式の一部売却を行いました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.

事業の内容：リチウムイオン二次電池用セパレータの研究開発、製造、販売

② 企業結合日

2022年1月17日 転換社債型新株予約権付社債の株式転換権の行使（みなし行使日2022年1月1日）

2022年9月23日 株式の一部売却（みなし売却日2022年9月30日）

③ 企業結合の法的形式

非支配株主によるWCPが発行した転換社債型新株予約権付社債の株式転換権の行使及び、新株発行による増資及び連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の非支配株主への一部売却。

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他の取引の概要に関する事項

非支配株主によるWCPが発行した転換社債型新株予約権付社債の株式転換権の行使及び、新株発行による増資及び連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の非支配株主への一部売却により、当社の保有割合は、49.69%から35.91%になりましたが、意思決定機関を支配しているため、引き続きWCPを当社の連結の範囲に含めております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変更に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

非支配株主による転換社債型新株予約権付社債の転換権行使による持分変動及び、第三者を引受人とする新株発行による増資による持分変動及び売却による当社の持分の減少額と売

却価額との間に生じた差額によるものであります。

- ② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
12,167百万円

重要な後発事象に関する注記

1. イオン交換膜供給契約の締結

当社100%子会社であるW-SCOPE KOREA CO., LTD. (以下、WSK) は、大手鉄鋼メーカーであるPOSCO HOLDINGSの100%子会社であるPOSCOアルゼンチン法人とBPED Substack(イオン交換膜スタックモジュール)の供給に関して、2023年1月17日付で契約手続きが完了しました。この契約締結により、今年中にBPED Substackを製造し、2024年1月に納品を予定しております。この事業はリチウムイオン二次電池用セパレータの技術を応用し、イオン交換膜による水処理設備を供給する事業であり、今後の当社新規事業となります。

2. 韓国での特許無効訴訟に関するお知らせ

当社子会社のW-SCOPE KOREA CO., LTD. が特許無効を主張している旭化成株式会社(以下、旭化成) 保有の韓国特許(特許第10-0977345号)について、韓国特許法院第2審で特許無効判決が出ていましたが、旭化成が上告を行わなかったため、この特許の無効判決が確定しました。

また、特許の無効が確定したことにより、旭化成が当社に対して提訴していた特許侵害訴訟も取り下げられました。

3. 決算期変更のための定款一部変更

当社は第18期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、事業年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとするための定款変更と事業年度変更に伴う経過措置としての附則を新設するものであります。詳細につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

科目	当期	前期 (ご参考)
資産の部		
流動資産	1,314	1,900
現金及び預金	997	1,655
売掛金	217	207
その他	99	37
固定資産	30,051	30,298
有形固定資産	12	3
建物	5	8
工具、器具及び備品	13	9
減価償却累計額	△5	△13
無形固定資産	—	1
ソフトウェア	—	1
投資その他の資産	30,038	30,293
関係会社株式	28,730	28,985
関係会社社債	1,300	1,300
その他	8	8
資産合計	31,366	32,198

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
負債の部		
流動負債	92	1,899
買掛金	60	72
未払法人税等	5	1,780
その他	26	46
固定負債	—	—
負債合計	92	1,899
純資産の部		
株主資本	31,166	30,269
資本金	15,353	15,216
資本剰余金	15,299	15,162
資本準備金	15,299	15,162
利益剰余金	514	△109
その他利益剰余金	514	△109
繰越利益剰余金	514	△109
自己株式	△0	△0
新株予約権	107	29
純資産合計	31,273	30,299
負債・純資産合計	31,366	32,198

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)
売上高	1,355	490
売上原価	1,208	403
売上総利益	147	86
販売費及び一般管理費	322	545
営業損失 (△)	△175	△459
営業外収益	63	27
受取利息	26	26
為替差益	36	—
その他	0	0
営業外費用	1	235
支払利息	1	219
為替差損	—	15
経常損失 (△)	△113	△667
特別利益	793	12,369
関係会社株式売却益	793	12,369
特別損失	3	—
固定資産除却損	3	—
税引前当期純利益	677	11,702
法人税、住民税及び事業税	53	3,368
当期純利益	623	8,333

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	15,216	15,162	15,162	△109	△109	△0	30,269
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	136	136	136				272
当 期 純 利 益				623	623		623
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	136	136	136	623	623		896
当 期 末 残 高	15,353	15,299	15,299	514	514	△0	31,166

(単位：百万円)

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	29	30,299
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		272
当 期 純 利 益		623
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)	78	78
当 期 変 動 額 合 計	78	974
当 期 末 残 高	107	31,273

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	……移動平均法による原価法
関係会社社債	……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3年～4年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 製品保証引当金

……… 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来発生すると見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による国内及び海外への販売取引を行っております。これらの取引については、原則として、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売については代替的な取扱いを適用し、製

品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、海外販売については、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1. (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更により、計算書類に与える影響はありません。

2. (時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、個別計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 売掛金から差し引かれている貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
売掛金(純額)	217
貸倒引当金	27

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末における貸倒引当金控除前の売掛金金額は244百万円であり、貸倒引当金27百万円を控除した217百万円を貸借対照表に計上しております。当社は、保有する債権に係る損失が見込まれる場合、その損失に充当する金額を見積り、引当金を計上しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受け、債務者の財務状況等が悪化した場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

計算書類

貸借対照表に関する注記

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
売掛金	27百万円
関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	5百万円
短期金銭債務	60百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額	
売上高	43百万円
仕入高	1,176百万円
営業取引以外の取引高	26百万円

関係会社株式売却益に関する事項

子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.株式を一部売却したものであります。なお、詳細につきましては、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 1.連結の範囲に関する事項)をご参照ください。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	302	—	—	302

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	8百万円
関係会社株式評価損	3,323百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	<u>3,345百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	一百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△3,345百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△3,345百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>一百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>一百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	大韓民国忠清北道清州市	5,300百万ウォン	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発製造及び販売	所有直接100%	兼任1名	開発製造及び販売	製品の仕入(注)1	1,176	買掛金	60
								社債利息の受取(注)2	26	関係会社社債	1,300

- (注) 1 製品の仕入については、製品の市場価格から算定した価格及びW-SCOPE KOREA CO.,LTD.から提示された総原価を検討の上、価格を決定しております。
- 2 社債の金利条件については、市場金利を参考に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等との取引に関する注記
該当はありません。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

日本	韓国	中国	欧米	合計
269	43	2	1,040	1,355

注) 売上高は顧客の所在地を基盤として国又は地域に分類しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	564円80銭
1 株当たり当期純利益	11円36銭

(注) 算定上の基礎

1 株当たり当期純利益

項目	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
損益計算書上の当期純利益 (百万円)	623
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	623
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	54,878,071

重要な後発事象に関する注記

1. 決算期変更のための定款一部変更

当社は第18期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、事業年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとするための定款変更とその事業年度変更に伴う経過措置としての附則を新設するものであります。詳細につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

Mazars有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大矢 昇 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 誠 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスクの評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

Mazars有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大矢 昇 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 誠 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mazars有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mazars有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月8日

ダブル・スコープ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	小林 藤 雄	㊟
監査等委員	龍田 有 理	㊟
監査等委員	増田 庸 司	㊟

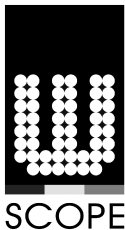
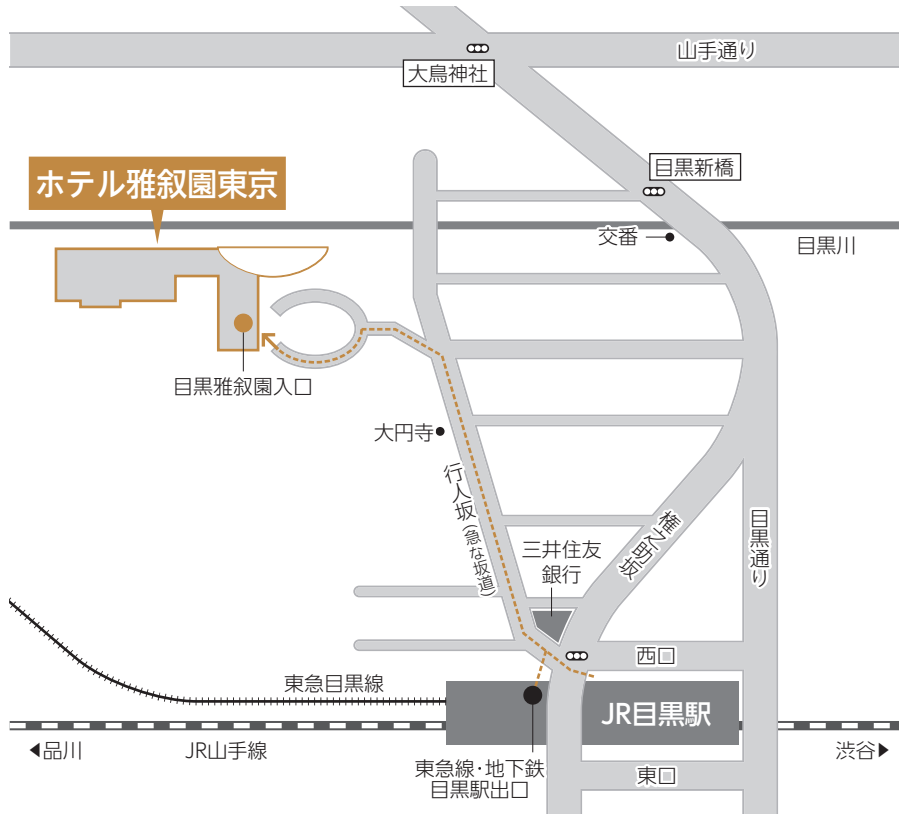
(注) 監査等委員 小林藤雄、龍田有理及び増田庸司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第18期 定時株主総会のご案内

場 所 | 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 **ホテル雅叙園東京「舞扇」**

交通の
ご案内 | J R山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩**5分**



ダブル・スコープ株式会社
〒141-0022
東京都品川区東五反田1-22-6
五反田さくらビル8階



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。